

〔しんきん住宅サポートローン〕

項 目	内 容
1. 商品名	しんきん住宅サポートローン
2. 資金用途	<p>一般社団法人しんきん保証基金の保証付住宅ローン（有担保）の新規契約者を対象とした下記に該当する資金。</p> <p>①当該住宅ローンの対象物件にかかるインテリアや家電等購入資金、引越費用、仮住まい費用 ※申込日時時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>②申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む</p> <p>③申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金（借換に伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ※当座貸越型消費者ローンの借換資金は当該ローンを解約する場合に限る（解約確認書類の徴求を必要とします）。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する資金は住宅サポートローンの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人間売買による購入資金 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含みます）、子が営む法人・自営業
3. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・次の条件を満たし、一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる個人の方 ①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②お申込み時の年齢が満18歳以上の方 ③申込日時点もしくは貸付実行日時点において一般社団法人しんきん保証基金付住宅ローン（有担保）が次のいずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下の方 <ul style="list-style-type: none"> A. 本審査結果が「可決」、「条件付可決」のいずれか B. 契約中かつ貸付実行日から6ヶ月以内 ④原則として、団体信用生命保険に加入できる方
4. 融資形式	・証書貸付
5. 融資期間	・3ヵ月以上40年以内かつ当該住宅ローンのお借入期間内
6. 融資金額	・500万円以内（1万円単位）
7. 融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ①ご融資の利率は、当金庫変動金利型住宅ローンの店頭表示金利を基準とし、この基準金利の変更幅と同一幅で変動します。 ②ご融資後の利率は、4月1日および10月1日の年2回見直しを行い、それぞれ6月、12月の約定返済日の翌日より新利率が適用されますが、毎月およびボーナス分の返済額は5年間変わりません。ただし、返済額の内訳において、元金と利息の割合が変わります。 ③返済額の見直しは5年毎に行いますが、利率が上昇した場合の新しい返済額の増加分は、旧返済額の25%以内となります。 ④当初の借入期間が満了しても、未返済残高がある場合には、原則として期日に一括して返済いただきます。
8. 返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ①【毎月元利均等返済】毎月決まった金額（元金＋利息）を、ご指定の預金口座から引落としさせていただきます。 ②【毎月元金均等返済】毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落としさせていただきます。） <ul style="list-style-type: none"> ・1年以内の元金返済据置期間のご利用が可能です。 ・融資金額の50%以内でボーナス時（6ヵ月ごと）の増額返済の併用もご利用いただけます。
9. 担保	・不要
10. 保証人	・不要（一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けていただきます）
11. その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご返済額、融資利率など詳しくお知りになりたい方は、窓口または営業係までお問い合わせください。詳しくは店頭で「説明書」をご用意しています。 ・審査結果により、お申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

[しんきん住宅サポートローン]

1 2. 苦情処理措置・
紛争解決措置

- ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。
- ・ 紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。
- ・ なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。